

平成28年9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

◆15番（真船和子君） おはようございます。議長の御指示に従い、公明党を代表し、一般質問いたします。

政府は、さきの参議院選挙の結果を受け、8月2日、事業規模28兆1,000億円程度の、未来の投資を実現する経済対策を閣議決定いたしました。その内容は、公明党が特に強く訴えてまいりました保育や介護の受け皿の拡充や、その従事者の処遇改善。さらに、返済不要の給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充のほか、雇用保険料の引き下げなどが盛り込まれております。また、年金受給資格の取得期間を25年から10年に短縮する無年金対策を来年度中に実施できる法案を提出すると明記されております。これらは2016年度第2次補正予算案や来年度本予算案などに盛り込まれることとなりました。

その第2次補正予算案が8月の24日、閣議決定され、その内容は、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や、地元企業が潤うよう各地域に仕事をつくるための水道施設の水質安全・耐震化対策、また、地域防災・減災対策であります施設の老朽化対策を進めるための防災・安全交付金などが拡充されております。生活密着型の対策が充実しています第2次補正予算案の中で、本市に活用できる事業内容についてお伺いいたします。

2点目、子ども・若者育成支援推進法と子どもの貧困対策推進法について、お伺いいたします。

かつての日本の社会においては、子どもたちは、家庭や地域の生活の中あるいは子どもたち自身の社会集団や遊びの中で、必要な規範や行動力を身につけることができる社会が形成されておりました。しかしながら、現代は3世代家族が減少する一方、ひとり親世帯が増加してきている背景の中で、家庭内において子育てを学び、助け合うことが難しくなり、子育てをする親が不安や負担を抱えやすくなっております。このような孤立化した個々の家庭の中で、親が個別責任において子育てをしている状況下に置かれております。特に、ひとり親家庭においては、調査等により、経済的に困窮している実態があり、深刻な問題となっております。子どもの将来を豊かにするためにも、貧困の連鎖を断ち切るための取り組みを早急に実施することが最重要課題となっております。

さて、子どもの成長には時間を要します。お金も当然必要となってまいります。また、時間を要する分、不確実性も増してまいります。行政におかれましては支援を実施する中、財政的には使い道にも優先順位を決めなければならないという苦渋の選択を迫ることとなります。しかし、ただ、子どもたちの支援につきましては将来に向けた投資であり、決して無駄になることはありません。習志野市の資源は人であります。多様な人々をどう大切に育てていくのか、そこにこそ、優先的に投資をする必要があるのではないのでしょうか。

そこで、子ども・若者育成支援推進法と子ども貧困対策推進法に基づく本市の取り組み状況について、お伺いいたします。

3点目、地域包括ケアシステムの構築についてお伺いいたします。

平成26年3月、平成27年3月定例会におきまして3点の課題を提示し、本市の実情に合った取り組みを進めていただくよう要望してまいりました。その一つは住民主体のサービスの提供、2つ目に医療と介護の連携、3つ目に認知症高齢者の支援策の充実であります。当局はこの課題を整理し、高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画に位置づけ、取り組むとの答弁をいただいて

おります。その進捗状況についてお伺いいたします。

4点目、高齢者外出支援事業について、取り組み状況と課題についてお伺いいたします。

質問の最後、5点目、本市に多く生息しますチョウを市のチョウとすることについて、市長の見解をお伺いいたします。

現在、日本には約240種類のチョウが生息しており、そのうち約28%が絶滅に瀕しているとも言われております。この240種類のチョウは、それぞれが違った環境を必要として生息しております。一例を申し上げますと、私たちの身近でよく知っておりますモンシロチョウはキャベツを食します。アゲハチョウの幼虫はミカンの葉やサンショウを食しております。こうしたチョウが飛んでいると、近くにキャベツ畑や果樹園、そしてサンショウの樹木があることがわかると言われております。

この習志野市近郊においても、44種類のチョウが市民の方の調査により確認されております。その中でも私たちの身近に多く生息しておりますチョウがムラサキツバメであることが確認されました。本日、皆様のお手元に、このチョウの写真を、議長の御了解をいただきまして配付させていただきました。その理由は、習志野市に多く植樹してありますマテバシイの新芽を食草としていることから、生息する最高の環境であることがうかがえております。

チョウはすぐれた自然のバロメーターとも言われておりますことから、環境の保全・再生について市民の関心を高め、環境共生都市として習志野市のイメージアップや子どもの情操教育への寄与を目的に、市のチョウとすることについて市長の見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。本日も一般質問よろしくお伺いいたします。

それでは、真船議員の一般質問にお答えしてまいります。全て私からの答弁です。

大きな1番目、国が示す2016年度第2次補正予算案について、本市が活用できる内容について、お答えいたします。

政府は、8月24日の臨時閣議におきまして、3兆2,869億円の平成28年度第2次補正予算案について決定いたしました。その内容は、さきに閣議決定した未来への投資を実現する経済対策に沿って、一億総活躍社会の実現の加速、21世紀型のインフラ整備、英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援、熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化の4点を柱とした補正予算を計上したものであります。

この補正予算の中には臨時福祉給付金を初めといたしまして、地方や中小企業、家計等に効果が及ぶものも含まれておりますことから、本市の経済の活性化にもつながるものであると認識しております。

現段階では、個々の事業の詳細が明らかでないことから、本市の事業展開について具体的に申し上げるのは難しいところでありますが、学校施設の老朽化対策につきましては、この補正予算を活用し、実施してまいりたいと考えているところであります。

また、そのほかにも中小企業対策や防災対策などの事業も盛り込まれておりますことから、詳細が明らかになり次第、速やかに事業の実施について検討し、適切に取り組んでまいります。

続きまして、大きな2点目、子ども・若者育成支援推進法と子どもの貧困対策推進法について、法律に基づく本市の取り組みについてお答えいたします。

子どもや若者を取り巻く環境は、昨今の社会経済情勢を受け、刻々と厳しさを増しております。これまでになく連日のように報道される、青少年を取り巻く痛ましい事件・事故の数々は、早急な支援の必要性を示唆していると考えております。

こうした中、国では、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者を支援するために、子ども・若者育成支援推進法の改正法を平成28年4月に施行し、これにあわせて、これに基づきます子ども・若者育成支援推進大綱を策定しております。

また、平成26年には、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的といたしました、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。

本市の子ども・若者育成支援推進法に基づく取り組みといたしましては、障がい福祉施策の一環といたしまして、障がい福祉課及びひまわり発達相談センターにおいて、ひきこもりや発達障がいに関する取り組みを行っているほか、不登校については、教育委員会学校教育部指導課におきまして対応しております。

また、子どもの貧困対策推進法に基づく取り組みといたしましては、貧困対策として、ひとり親家庭の就労支援等は子育て支援課、生活困窮世帯等の子どもの学習支援につきましては生活相談課において、それぞれ実施しております。

この2つの法律のキーワードは、ネットワークとワンストップであります。子ども・若者を取り巻く課題が複雑化かつ深刻化する昨今、これまでの個別分野での縦割りによる対応には限界がありますが、来年度、放課後児童会の所掌変更など、一部組織の見直しを予定しているところでありますが、乳幼児期から青少年まで総合的に支援可能なネットワークの構築や窓口の一元化、あわせて、本市が実施している事業及び今後実施すべき事業をどのように計画に位置づけるのか、さらに検討してまいります。

続きまして、大きな3点目、地域包括ケアシステム構築について進捗状況をお答えいたします。

地域包括ケアシステムは、高齢者が地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援を包括的に提供する体制であります。本市の主な取り組みについて4点申し上げますと、まず1点目として、生活支援体制の構築であります。今年度から、日常生活に支援が必要な高齢者を支援するボランティアを養成するため、シニアサポーター養成講座を開催しているところです。また、生活支援や介護予防に関し、住民等の多様な主体が参画するサービスの創出やその提供体制を協議する組織といたしまして、地域支え合い推進協議会を設置することにいたしました。現在、構成員として学識経験者や市内の介護サービス事業者、福祉関係者の中から人選を行っているところでございます。

2点目といたしましては、医療と介護の連携であります。医療・介護分野の連携におきましては、市内5カ所の高齢者相談センターが担当する日常生活圏域におきまして地域ケア会議を実施しておりますほか、医療や介護に携わる、さまざまな関係者が参加する多職種連携研修会を開催いたしまして、顔の見える関係づくりの強化を図っているところです。

そして、3点目といたしましては、認知症の方を支える制度の充実であります。ことしの1月からは認知症カフェならしのオレンジテラスを市内5カ所に開設いたしまして、認知症の方やその御家

族、地域住民、医療・介護の専門職などの交流の場をつくっております。さらに、平成27年10月に開設いたしました成年後見センターでは、成年後見制度に関する相談や制度の利用促進を図っております。

そして、最後、4点目といたしましては、地域密着型サービスや住まいの充実であります。住みなれた地域での生活を支えるための基盤として、地域密着型サービスの整備を推進してまいりました。本年9月1日には、認知症グループホームと小規模多機能型居宅介護を併設した施設が開設され、12月には、さらに1カ所開設される予定となっております。また、高齢者が安心して暮らせる住まいといたしましては、サービスつき高齢者向け住宅が2カ所、55戸整備されております。

地域包括ケアシステムの構築に当たりましては、生活支援体制を推進する担い手の確保、在宅での生活を安心して継続するための医療・介護連携の体制の整備、認知症の方への支援策のさらなる充実が課題となっております。来年度は、平成30年度から平成32年度までの高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定いたします。本市の実情に応じた地域包括ケアシステムが描けるよう、作業を進めてまいります。

続きまして、大きな4点目、高齢者外出支援事業について、取り組み状況と課題について、お答えいたします。

高齢者外出支援事業は、居宅で生活する高齢者世帯に対し、日常生活に必要な交通手段の確保と経済的負担を軽減するため、タクシー運賃の一部を助成することによりまして、高齢者の外出を促進することを目的として実施しております。事業の対象者は、市民税が非課税であって75歳以上の方で構成される世帯等としておりまして、1枚500円のタクシー券を最大年間36枚、1万8,000円分を限度に交付しているところです。平成24年7月の事業開始以降、高齢者世帯の一部の方が施設等で生活している場合であっても事業の対象とするなど、拡大を図っております。

事業の実績でございますが、事業費が通年ベースとなった平成25年度は、925世帯に対しまして1,161万2,500円分の助成額でございました。1,161万2,500円分のタクシー券を発行したということでございます。その後、平成26年度は1,184世帯に交付いたしまして、額で言いますと1,463万7,500円。平成27年度は1,430世帯に交付し、1,845万1,000円の助成額となっております。

今後も高齢化の進展に伴い、介護給付を初めとする事業費の大幅な増加が見込まれているところです。本事業も含めまして、さまざまな施策について、選択と集中を図っていく必要があるものと認識しているところです。

最後になりますが、大きな5番目、本市に多く生息するチョウを市のチョウとすることについてお答えいたします。

本市のシンボルに関するものとしていたしましては、昭和45年に市の木としてアカシア、市の花としてアジサイを選定しております。これは文教住宅都市憲章制定とともに、市民全体に緑の我がまちを建設するという機運が醸成されるよう、当時の「市長の手紙」を利用したアンケートにより決定したものであります。

市のチョウにつきましては、チョウの生息地や本市の自然条件、市民にとって身近で親しみがあるかなどを考慮いたしまして、習志野市のシンボルとしてふさわしいか、総合的に判断する必要があります。また、自然環境保護や本市シティセールスのための取り組みとして効果についても検証

していく必要があります。

今回の御提言につきましては、これらのことを踏まえ、市民の皆様からの御意見を伺いながら、調査・研究をしてみたいというふうに市長として考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◆15番(真船和子君) はい。市長、御答弁ありがとうございます。

それでは、順を追って質問させていただきます。

先ほど、政府が示されました、この第2次補正予算案の中で本市が活用できる内容について伺ってまいりましたが、これからの9月末に開催されます臨時国会で審議されることから、本市としてもまだ詳細が明らかになっていないということでありました。今後、適切に取り組んでいくという御答弁をいただいております。

先日、我が党の布施議員の答弁にありましたように、この補正予算案の中で学校施設の老朽化対策について、この補正予算案を活用し実施してみたいという御答弁もいただいております。

また、臨時福祉給付金につきましては、家計への支援として、来年3月分まで措置されております低所得者向けの臨時福祉給付金につきましては、消費税率引き上げが2年半延期されることとなりましたことから、来年4月からの2年半分として1人当たり1万5,000円を一括に支給する、この部分も補正予算案に含まれていますことから、生活密着の政策が多く含まれております第2次補正予算案となっております。

この臨時国会での、私としましては、早期成立を期待いたしまして、今後におかれましても本市においてスピード感を持って対応していただきますよう、これは要望とさせていただきます。

2点目の子ども・若者育成推進法と子ども貧困対策推進法に基づく本市の取り組みについての再質問に入らせていただきます。

本日、私が、子どものこと、そして高齢者支援のことについて質問をさせていただきました経緯は、昨今、福祉施策、国民の、また市民の皆様が求めるニーズというものが非常に複雑化をしてきているという中で、一つの家庭の中で、子どもだけのことではなく、介護のこと、そして生活のこと、また障がいのこと、さまざまな悩みを抱えている家庭がふえてきている、その中で今後の福祉ニーズにどう対応していくのかという提案も投げかけさせていただきながら、また現状の取り組みも伺いながら、ともどもに考えていきたいという視点から質問させていただいております。

先ほど、子ども・若者育成支援推進法に基づく本市の現状の取り組みを伺わせていただきました。これは各部を横断しての取り組みとなっております。初めに、ひきこもり対策について、現状の取り組みをお伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。本市におきましては、平成27年の4月より、ひきこもりの状態にある方の社会参加に向け、障がい福祉課にコーディネーター1名を配置し、本人と御家族への相談対応を行う、ひきこもりサポーター派遣事業を実施しております。本年8月末の時点で23名の相談者に対し、延べ回数としては327回の相談対応を行い、5名の方を何らかの福祉サービスに結びつけているところでございます。

この派遣事業でございますが、コーディネーターが御本人あるいは御家族からの相談に基づき、ひきこもりである状況の確認であるとか家族との関係性などを踏まえつつ、ピュアサポーターと呼ばれる、御自身が同様のひきこもり等の経験を持つスタッフ、これをピュアサポーターと呼んでおり

ますが、こういった方々を派遣し、その後、コーディネーター、このピュアサポーターとコミュニケーションを重ねていくことによって、社会参加の手助けをしようとするものでございます。

課題といたしましては、このピュアサポーターの派遣の方法が果たして、その方の状況にふさわしいかどうかというのは非常に慎重に見きわめる必要がございます。また、相談の対応あるいはサポーター派遣によって状況に変化が見出せたといたしましても、その方に適した居場所となり得るサービス、これも安易に見つけ出すことができません。対象者への十分な配慮のもとで時間をかけながら、一人一人支援を継続していく必要があると考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

先日の新聞報道によりますと、ひきこもりにおかれます内閣府の調査で、15歳から39歳の方のひきこもりが全国、これは推計ですね、54万人に上ると言われております。この15歳から39歳、15歳は子どもの部分に当たってきますけれども、ちょうど働き、生産年齢人口に有してくる部分なのかなと思っております。これは54万人いるということは深刻な課題でもあると考えております。

本市におかれましても、今後も、本市では23人という御相談が来ているということでございますけれども、まだまだ相談に来れない方々もいるのかなと。ひきこもりになる以前の早期の対応、ここが重要だと私自身も考えております。また、ここにつきましては、引き続き支援を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、発達障がいを持たれている、困難を有するお子様を持たれている部分での現状と課題について伺いたいと思っております。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。本市におけます、発達に課題があるお子様、こちらの支援には、ひまわり発達相談センターが中核的な施設として、これを担っているところでございます。ひまわり発達相談センターは、成長や発達に不安や心配のある18歳未満のお子様、それからその保護者に対し、総合的な相談に応じ、適切な指導・支援を行う施設でございます。

御質問にあります、子ども・若者育成支援推進法の基本方針の一つには、困難を有する子どもや若者、その家族の支援が挙げられております。その中で、年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク、多機関が連携した横のネットワーク、家庭等に出向き支援する、いわゆるアウトリーチの充実、これらが求められているところでございます。

ひまわり発達相談センターにおきましては、教育委員会、こども部等、庁内関係部署の連携組織といたしまして発達支援サポートネットワーク会議を主催し、児童虐待の防止を目的とする、こどもを守る地域ネットワーク実務者会議、こちらに参加をするなど、さまざまな組織横断的な連携を図っているところでございます。

また、アウトリーチ支援といたしましては、ひまわり発達相談センターが行っております保育所、幼稚園、学校等への訪問指導、これが該当するものと考えております。

いずれにしましても、支援推進法が目指す、全ての子ども・若者が健やかに成長し、自立、活躍できる社会の実現のためには、関係機関との連携をより強固なものとし、各年齢層に対応した継続的な相談体制、御家族への支援の充実が求められているものと認識しているところでございます。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。現場におかれましては、さまざまな課題を抱えながら対応いただいていると思っております。ここにおかれましても、保護者の皆様、子どもたち、そして職員の皆

様方の十分な連携のもと、さらなる充実を目指して取り組んでいただきますよう、要望とさせていただきます。

それでは、学校教育の部分でございます、不登校の取り組みの現状についてお伺いいたします。

◎**学校教育部長(櫻井健之君)** はい。それでは、不登校の取り組みについて、お答えをさせていただきます。

不登校の取り組みとしては、各学校でございますけれども、担任が中心となりまして、家庭訪問や保護者との面談を行うなど、児童・生徒の実態に応じて、家庭と連携また協力して解消に取り組んでいるところでございます。また、児童・生徒の居場所づくりやスクールカウンセラーなどの教育相談等の活用によりまして、児童・生徒が抱えている不安などを取り除くように努めているところでございます。

それと、教育委員会では、関係機関との連携を図りまして、専門の相談員が児童・生徒の抱えている課題の解決を目指して継続して対応するとともに、総合教育センターの適応指導教室の入室を勧めて、そして学校以外で集団生活を行う場を設けることによって、登校につなげております。

今後不登校問題を最重要課題として位置づけまして、学校、保護者や関係機関との連携を深め、不登校児童・生徒の未然防止及び解消に取り組んでまいります。以上です。

◆**15番(真船和子君)** はい。不登校に対しましては、長年、さまざまな形で学校教育現場としても取り組んでいただいておりますこと、承知をしているところでございます。しかしながら、親御さんにしてみますと、私も多くの相談をいただきます。一番心配しているのが進路という課題を抱えてきております。そういった親御さんの部分も十分酌みながら、また個々の寄り添う支援を充実していただきますことをお願い申し上げます。

続きましては、子ども貧困対策推進法に基づく取り組みについてでございます。先ほど市長からは、ひとり親家庭への支援の取り組み、それから子どもの学習支援の取り組みについて御答弁をいただいているところでございます。子ども貧困対策推進法に基づきます、ひとり親家庭の支援の状況と課題について、お伺いいたします。

◎**こども部次長(竹田佳司君)** はい。それでは、ひとり親家庭等への支援について、お答えをさせていただきます。

ひとり親家庭等の支援につきましては、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を実施しているところであります。

就業の支援につきましては、国の施策ではございますけれども、高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長、それから対象資格の拡大等が図られております。本給付金は、経済的自立に効果的な資格の取得に向けまして養成機関で修業する間の生活負担を軽減するために支給されるものでございまして、チャレンジしやすい環境づくりが図られているところでございます。

そしてまた、先月でございますが、8月の児童扶養手当の現況届の受け付け時でございますけれども、今年度は子育て支援課窓口、ハローワークによりまして職業相談コーナー、こちらを2日間設けました。この条件に合った仕事への転職希望などに対応したところでございます。その結果、5名の方が就労に向けた具体的な相談ができましたことから、できますれば、引き続きハローワークと連携を図り、次年度もこのような取り組みを設け、ひとり親家庭への支援の一助にしたいと考

えているところでございます。

そして、子どもに対する支援ということで、こちらは、国は、子どもの生活・学習支援事業として、生活習慣の習得、それから学習支援や食事の提供を行うことが可能な居場所づくりというものを掲げておまして、子ども食堂というものが全国的にも現在話題になっているということでございます。地域で子どもに必要な生活に丸ごとかかわるというようなことが、協働による支援体制づくりということで、本市においても大変な重要な課題であるというふうに認識をしております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

続きまして、子どもの学習支援の状況と課題についてお尋ねいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。本市におきましては、子どもの貧困対策推進法が施行されます少々前になりますが、平成21年の4月より、生活保護世帯のお子さんを対象に学習支援事業を実施しており、これは千葉県下では最も早い取り組みでございます。

平成27年の4月からは、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、新たに生活困窮者である子どもに対し学習支援を行う事業が、この法律に位置づけられ、本市におきましては、らいふあつぷ習志野において、対象者を生活保護世帯以外の生活困窮世帯のお子さんまで拡大し、実施をしているところでございます。

学習支援事業の具体的な内容でございますが、教員のOBあるいは現役大学生を学習支援の講師として配置をし、週に2回、中学1年生から3年生、そして高校生を対象に、基礎学力の向上及び進学、退学防止に向けた個別の指導を行っており、これまで事業参加者のうち、中学生は全員が高校への進学を果たしております。また、これら学習の場だけではなく、大学進学への意欲向上を目指した大学の見学会あるいは新入生のオリエンテーション、おやつの時間、卒業イベントなどを実施していただき、子どもたちの放課後の居場所づくりとなる機能、これらの取り組みも行っているところでございます。

課題でございますが、本事業への参加申込者、非常に多くなっております。これに比して講師の数が不足しているという課題がございます。今年度は講師の数を2名から5名に増員はいたしましたが、4月当初、事業の申込者は46名ございまして、定員である25名を大きく上回っている状況でございます。現在、この講師の増員を図るべく、東邦大学、千葉工業大学、日本大学生産工学部に協力を依頼しているところでございます。

また、授業へのお子さんの出欠状況、これ、さまざまでございます。こういったところをしっかりと把握しながら、参加者そのものの見直しを行わせていただき、逆に4月当初お断りいたしました方の受け入れを検討しているところでございます。

今後も実施体制については工夫を重ねていくとともに、これまで以上に教育委員会などと連携を図りつつ、より多くのニーズに対応できるよう努めてまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。各部の御答弁、大変にありがとうございました。

今伺いましたとおり、さまざまな角度から、貧困と呼ばれる子どもの支援、生活困窮者の支援、障がいを持たれているお子様の支援、さまざまな角度から、縦割り行政の中で今、支援をしていただいている状況でございます。本当に人に対しての支援になっていることから、現場で動いていただいている職員の皆様は大変御苦労もされていることと察します。本当に職員の皆様には敬意を表したい、そのように思っております。

現場へ行くと、本当に家庭それぞれの悩みがあり、支援を求めているものがそれぞれ違ってくるので、本当に大変かと思いますが、今の取り組み状況、またほかにも行っておると思いますので、さらなる充実を求めていきたい、そのように考えており、また、今後引き続き、今説明いただきました状況について質問させていただきたいと思っております。

そこで、今、ひとり親家庭の支援と学習支援について、それぞれこども部、そして健康福祉部の部長より御答弁をいただいたところでございます。実は、こども部のところで、昨年、ひとり親家庭の学習支援事業の実施を訴えさせていただいて、こども部の皆様にひとり親家庭の学習支援のニーズ調査を実施していただいたところでございます。その結果からは、無料で見ていただけるという機会があれば利用したいという方がひとり親家庭の中で62.4%いらっしゃるということもわかっております。

今、聞かれましたように、担当部局だけでひとり親家庭への学習支援をするのではなくて、本市におかれましては、生活困窮者自立支援法に基づく、この中で、ともに学習支援の環境を整えていただいているという御答弁をいただきました。

まだまだ課題はあるように伺いました。教師の方が、講師が少ないという現状でもございます。でも、ニーズが高い、申し込みのあるお子さんには全員やはり学習支援をしていくことが望ましいと考えておりますことから、さらなる講師の方への、探すといいますが、元教師であるとか、また、さまざまな角度で講師の方を公募していただきたいと思っておりますので、学習環境を整えていただけますよう、要望させていただきたいと思っております。

もう1点、ひとり親家庭の支援につきましては、学習支援、生活支援、そしてこの生活支援の中で食事の提供を行うことが可能な居場所づくりを掲げているということでございました。それが今、皆さんも存じております子ども食堂、これが全国的にも大きな話題となって、各地域で今、展開をされているところであります。

実は、この子ども食堂の普及のきっかけとなったのは、2013年に大阪府のマンションの一室から成人女性と幼子の遺体が発見されたこと。2人は、夫によるDVですね、被害から逃れてきた女性とその子どもだったと。女性は夫から逃れたい一心で、親族にも居場所を伝えていなかった。頼れる相手が誰もいなかった。孤立した親子の生活が深刻な困窮状態にあった。部屋のガス・電気はとめられていた。冷蔵庫には何も入っていなかった。幼児の死因は餓死との見方が強く、また、室内には「最後にもっとたくさん食べさせてあげられなくてごめんね」と書かれたメモが残されていたそうです。

このニュースを聞いて、東京のある主婦が、子ども食堂をやって、子どもたちにおなかいっぱい食べさせてあげたい、そういう思いで子ども食堂が普及されたこと伺いました。こんな思いでいる市民の方、社会貢献したいと思う方がたくさんいらっしゃると思います。

子どもの現状は、今、本当に目まぐるしく変化しておりまして、家庭の事情でひとりで夕飯を食べている子ども、コンビニ弁当また菓子パンを食べて過ごしている子どもが多いという中で、みんなでわいわい、がやがや食べようじゃないかというのが、この発案でございます。これをどんどん、どんどん広めていくためにも、さまざまな角度から支援も必要なのかなと考えておりまして、習志野市では、実は初めて、地域交流プラザブレイメン習志野におきまして10月3日よりキッズ食堂がオープンいたします。

このキッズ食堂は、本当に企業の方の御支援でやっていただけます。ここに書いてありますが、「ひとりで夜御飯を食べている子どもたち、みんなで御飯食べようよ。お父さん、お母さんも一緒に御飯食べようよ。ブレーメンキッズ食堂が子どもたちの居場所になるといいな」という御厚意で、あったかい御飯、みんなで食べようという形で、子ども食堂ということよりも、もっともっとみんなで、貧困とかそういうのではなくて、子どもたちがみんなで食事をしようというような部分で、キッズ食堂ということをされたと伺いました。こういうことが習志野市内にも、やってみたいという声が今どんどん上がってきております。実靱地域におかれましても、今後また開設されるということも伺っております。

そこで、こういう活動がどんどん進むためにも、市の支援があるのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

◎こども部次長(竹田佳司君) はい。子ども食堂に係る市からの支援ということについて、お答えを申し上げたいと思います。

子ども食堂につきましては、社会福祉法人等、市内で事業所を開設しております団体・個人から開設に関する相談や情報、まだ若干ではございますけれども、いただいている状況でございます。議員から御紹介ございましたブレーメンさん、こちらは社会福祉法人八千代美香会が実施をいただくことでございますけれども、こちらについても情報はいただいているところでございます。

しかしながら、現状では、開設や運営について市が助成をするということは、制度としてはございません。一方、法人や民間の団体がボランティアを募り、そして寄附や食材等の提供のみで活動を継続していくということにつきましても困難が予測されるところでございます。

こうした中で、平成27年度でございますけれども、国において内閣府が地域子供の未来応援交付金というものを創設しております。本交付金を活用することによりまして、子ども食堂の実態調査、それから現状分析、コーディネーター等の体制整備、さらには、先行モデル事業ということで試行的に行う事業でございますけれども、そのような事業の必要な経費等が助成され、実際に事業化に結びついたというような例もございます。一方では、本交付金の概要というものはまだまだ把握できていないというのが実態でございますので、このような利用可能な資源につきましては、私どもも早急に調査・研究をし、支援の方法について検討してまいりたいと考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。ゆっくりして、時間がなくなってきましたしますが、この支援につきましては、私のほうからちょっと提案をさせていただきたいと思います。

習志野市には、子育て応援基金、子育て支援応援基金ですか、基金がございます。伺っていると、この基金は施設整備に充てられてきております。今後は、このようなソフト面へも充てていくような形で、いろいろな方からこの基金へ寄附を募っていくということも一つではないかなと思っております。

ふるさと納税がございます。今、この基金へふるさと納税から寄附金を集め、さまざまな基金、それぞれの地域によって基金が違いますけれども、この部分に使いますということにおいて了解を得た上で、そこに基金に、ふるさと納税、寄附をしていただくという手法が全国で見られておりますことから、そういうことも一案あるのではないかなと、そういう活用もしていったらいいんじゃないかなということを提案させていただきますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。さまざまな角度で質問をさせてきていただいておりますけれども、支援はやっていますよということですが、では、習志野市のその生活困窮であるとか子どもたちが置かれている立場、その実態、それはどうなっているんだろうかということは、なかなか見えにくい部分でございます。今後、やはり重層的な支援をしていくに当たりまして、子どもの実態調査が必要であるというふうに考えますけれども、その点について、どのようなお考えなのか、お伺いいたします。

◎こども部次長(竹田佳司君) はい。子どもの実態調査の必要性ということについてお答えをさせていただきます。

平成26年7月ですけれども、厚生労働省がまとめました国民生活基礎調査、こちらによりますと、6人に1人の子どもが貧困状態にあるというふうに報告をされております。現在はさらに深刻化しているのではないかとこのように言われているところでございます。本市におきましても、実際にどれくらいのお子様が生計困窮の状態にあるのか、そしてまた、生計困窮の状態が子どもの成長発達にどのような影響があるのか、さらには、これらの結果分析によって、子どもが貧困の連鎖から脱出するための手がかりを知ることができるような、そんな有効な調査というものの必要性は感じているところでございます。

調査の実施につきましては、現在、国が全国的な調査を実施するというようなところも考えているようでございます。そしてまた、先行して調査を実施しているというような市町村もございまして、これらの動向に注視をし、その内容について十分に検証を行いながら、本市の調査の実施・必要性についても検討してまいりたいと、このように考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。この件につきましては、足立区等では、早期発見、早期支援という視点から、実態調査を実施しているということでございました。他市町村のそのような形も踏まえながら、ぜひ研究をしていただきたいと思います。とっております。

次に、子ども・子育て支援事業計画、これは5カ年計画となっておりますけれども、中間点での見直しがあると思います。この事業計画の中には、生計困窮の子どもたちの課題、それから、私が一番懸念しております中学を卒業した後のお子様、高校へ行きます。でも、高校へ行かない、進学をしないお子様もいる。そして、高校を途中でやめてしまうお子様がいる。その子たちの後をどこが、誰が、どの部署が追って支援をしているのかということをお私に疑問にずっと思っていました。そういう今10代のお子様の事故・事件が非常に多くなっていることから、この時期の事業計画見直しにおきましては、就学前の児童だけではなく、学童期、それから困難を有する子どもの部分、この2つの法律を含めて考えていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

◎こども部次長(竹田佳司君) はい。子ども・若者育成支援推進法、それと子どもの貧困対策推進法、この2つの法律の観点をお子ども・子育て支援事業計画のほうに盛り込んではどうかというような御質問かと思っております。

この子ども・子育て支援事業計画は、主に18歳未満の子どもと、妊産婦を含めました子どもを持つ家庭、さらにそれを取り巻く学校、町会、企業、NPO等の各種団体など、さまざまな主体を対象とするものでございます。子どもに関する施策といたしましては、子どもたちが将来に夢を持ち、社会全体を円滑に営むことを目指す、この2つの法律の観点というものは、大変重要であるというふうに認識をしております。本市といたしましては、何らかの計画に位置づけをし、計画的にその対策

を講じていく必要性というものは十分認識をしているところでございます。

議員御指摘のとおり、来年度、平成29年度は、この子ども・子育て支援事業計画の中間年度に当たりまして、本計画を見直すこととしておりますので、この2つの法律の観点の本計画に盛り込む、加える方向で検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

1回目の市長の御答弁におきまして、この2つの法律のキーワードは、ネットワークとワンストップであるということをお答弁いただきました。実は、ゼロ歳から18歳までのお子様がワンストップでさまざまな角度から相談できる窓口、これを私は設置する必要があると思っております。そこで、本市につきましては、ゼロ歳児から18歳児までの子ども・子育てに関する総合相談窓口の設置について、どのようなお考えを持っているのか、お伺いいたします。

◎こども部次長(竹田佳司君) はい。ゼロ歳から18歳までの子どもに係る総合相談窓口の設置についてということで、お答え申し上げます。

近年、子どもや若者を取り巻く問題、課題、こうしたものにつきましては、やはり複雑化、深刻化しているということで、御相談の内容も多岐にわたっているのが実態でございます。多数の関係機関における支援、そして早急な対策というものが必要とされております。したがって、一つの部署で御相談に応じ、解決に向けての対策を講じるということは、なかなか困難をきわめているという状況でございます。

しかしながら、問題や課題が複雑だからこそ、やはりせっぱ詰まって御相談においでになる方も少なくないと推察をするところでございます。こうした際は、最初の窓口の対応が、その後の支援にとって大変重要になると考えております。そこで、まずは個々の事情をよくお聞きし、そこでお答えできない事案に対しては、専門的な相談窓口や部署につなげていけるような、議員御指摘の総合相談窓口の設置、さらには体制整備というものが必要であると認識をしているところでございます。

しかしながら、この総合相談窓口の設置に当たりましては、広く豊かな人格と知識等を有した人材の配置というものも必要になってまいりますし、その育成というものも課題になります。先進事例の検証や、さまざまな課題を抽出しながら、今後、検証・検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。長い時間にわたりまして再質問させていただきました。まことに真に支援を必要としている子どもたちに手を差し伸べることのできる、このこども部の今後の活躍に期待を申し上げる次第でございます。どうか、ゼロ歳から18歳までのお子様が健やかに成長できる環境を整えていただきますことを要望させていただきます。

次に、福祉行政について再質問させていただきます。地域包括ケアシステム構築についてでございます。

昨今、認知症の高齢者の方の行方不明について、事故とか事件、そのような報道を聞くことが多くなっております。本市におきましての、そもそも論になってまいります。では、習志野市においては認知症高齢者数が何人いて、行方不明者数がどのような数になっているのか、お伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。認知症高齢者の現状ということでございますが、まず初めに数の部分でございます。本市の要支援または要介護の認定を受けている方のうち、調査の過程で何らかの認知症の症状を有すると認められた数でございますが、平成28年3月末現在4,300人ございました。

一方、平成27年1月の新オレンジプラン策定の際の厚生労働省からの発表によりますと、平成27年における認知症の症状を有するとされる高齢者の割合は、65歳以上人口の15.7から16%であるという推計が出ております。これを仮に16%といたしますと、本市の高齢者人口に当てはめ推計いたしますと、この数は6,100人に上るということとなります。

次に、行方不明となった認知症高齢者の数でございますが、御家族から警察を経由して本市の行政防災無線等を使用し、これによって捜索に当たった、このケースをお答えしたいと思います。平成25年度におきましては、これは13件ございました。平成26年度は4件、平成27年度は15件。平成28年度、8月末現在でございますが、1件でございます。いずれの場合も無事に発見がされており、多くは行方不明となった当日もしくは翌日に保護・発見がされているところでございます。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

国で示されている数字も、また本市が今、部長のほうから御答弁いただきました数字も、あくまでも警察に届け出、警察が届け出を受理した数字でございます。届け出をしていなくて行方不明になってしまっているという方もいるということも思われています。鉄道事故などで今回、家族に損害賠償が請求されるようなケースも出ていることから、厚生労働省では、事故を未然に防ぐために、都道府県単位での見守りを強化します事業、概算要求を約5,600万円、来年度予算で盛り込んでいるということでございますけれども、SOSネットワーク事業でしょうか、千葉県におけますSOSネットワーク事業についての内容、そして本市の考えと対応についてお尋ねいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。千葉県におけますSOSネットワーク事業、これの内容と本市の対応についてお答えをいたします。

千葉県では平成27年の9月に、「千葉県徘徊SOSネットワーク広域連絡調整事務取扱例」といったものを作成いたしまして、いわゆる徘徊される認知症高齢者等で行方不明となった方の発見、そして保護された方の身元の照会、これらを広域的に連携を図ろうとしております。広域の連携の内容といたしましては、市町村が市域を超えて広域的な捜査協力、身元照会等が必要と判断した場合は、県を経由し、関係機関等へ周知が依頼できるものでございます。

本市におきましては、近年、行方不明者の発見依頼があったという案件は幸いに、いずれも市内あるいは近隣市で早期に至っております。したがって、このネットワークを利用した実績はございません。

今後、捜索を開始してから日数がたってしまう、あるいは発見に非常に時間がかかる、広域的な捜査協力が必要であると判断がされた場合は、この千葉県のネットワークを活用してまいりたいと考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

また、認知症高齢者の方の支援をするために、認知症カフェが、本市におきましてはオレンジテ

ラスが5カ所開設されているということでございますけれども、この認知症カフェオレンジテラスの利用状況と周知方法についてお尋ねいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。認知症カフェ、本市ではならしのオレンジテラスと愛称をつけて、平成28年の1月から、高齢者の日常生活圏域、これ、市内全体で5カ所でございますが、それぞれ月1回、2時間から、おおむね2時間半の開催をしているところでございます。このカフェの利用状況でございますが、平成28年の1月から7月までの実施回数は全体で34回、延べ1,048人の方に御利用いただき、1回当たりの平均参加人数にいたしますと、これは31名という数字でございます。

この認知症カフェの周知につきましては、ならしのオレンジテラスのリーフットを作成いたしまして、まちづくり会議であるとか出前講座の依頼、民生委員・児童委員、高齢者相談員の皆様、認知症サポーター養成講座の受講生あるいは介護支援事業所等へ配付をし、また、市内公共施設への設置、広報、市のホームページを通じて周知を図っているところでございます。また、それぞれカフェの運営法人も独自の周知用のチラシを作成し、同じように周知に努めていただいているところでございます。

このならしのオレンジテラスにつきましては、地域において相談や交流を通して、認知症の方とその御家族の負担軽減を図り、また、認知症に対する正しい知識の普及・啓発を、これを図る場として整備をしたものでございます。認知症の方が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指したものでございます。今後も、地域の誰もが気軽に利用でき、認知症の方あるいはその御家族、医療と介護の専門職、地域の方と相談や交流ができる、このような場として、しっかり市民の間に定着するよう努めてまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

とても、この認知症カフェオレンジテラスはすばらしいと思います。ただ、まだまだ十分に認知はされていないのかなと考えます。高齢世帯の中で認知症の奥様を抱えながら、介護を受けずに一生懸命生活している世帯もございまして、娘さんが一生懸命働きながら、認知症のお父さんがどこへ行っちゃうか、わからないという中で、苦労しながら一生懸命生活している人の相談もよく受け取ります。私も地域の中で認知症の方を見かけますと、一声かけて「きょうはどこへお散歩ですか」という見守りをさせていただきながら、地域の中を歩かせていただいております。この認知症カフェがまたどんどん広まっていけますことを要望させていただきます。

続きまして、認知症の方の支援ということで質問してまいりましたけれども、まだまだ今後の課題がありますということでございました。認知症の方へのさらなる充実という形で、市長から御答弁いただいておりますけれども、このさらなる充実という部分では、どういうことを具体的に充実させていけるのか、お伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。認知症の方への支援策、さまざま、先ほど来申し上げました事業を確実に広げ定着させていく、これがまずは重要であろうと思っております。

また、最近の動向といたしまして、国が示したものを1つ御紹介させていただきたいと思っております。国は、認知症の方や、その御家族に早期にかかわり、速やかに適切な医療あるいは介護サービスにつなげることを目的といたしまして、平成30年度から認知症初期集中支援チーム、これを全

ての市町村で設置するよう求めています。

本市におきましても、平成30年度からこの事業が円滑に開始できるよう、来年度、平成29年度にチームを立ち上げることを検討しております。このチームの立ち上げに当たりましては、専門職の選定であるとか、この対応体制、どのようにしていくか、先進地等の状況も参考にし、今後、具体的に検討しながら、関係機関との必要な調整も行っていきたいと思っております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

この初期集中支援チームについて、今、準備を進めているということでございます。これにつきましては、また今後質問をさせていただきたいと考えています。

続きまして、もう1点、市長の御答弁の中での課題の中に、生活支援体制を推進する担い手の確保が課題であるということでございますけれども、この現状と課題についてお伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。生活支援体制を推進する担い手の確保について、お答えいたします。

日常生活に支援が必要な高齢者を支援するボランティアを養成するために、今年度から習志野市社会福祉協議会に委託をいたしまして、シニアサポーター養成講座を開催しております。6月に第1回の講座を開催いたしました。20名の方の参加をいただきました。同様の講座は11月にも開催を予定しており、講座を修了された方につきましては、修了証の発行、そして社会福祉協議会の支部活動、ボランティアセンターへの登録、シルバー人材センターなどの活動を御紹介し、新たな活動の立ち上げについて助言など必要な支援をしていきたいと思っております。このような方が地域の支え合いの担い手として御活躍いただけるよう、お願いをしております。

今後、生活支援体制を整備していくに当たりましては、どのようなサービスに、どのような担い手が必要か、これをしっかり把握する必要があります。これにつきましては、昨年行いました介護認定における要支援1及び2の方を対象に行ったニーズ調査の結果を踏まえ、現在、これらの構成員の人選を行っております。先ほどもございました地域支え合い協議会、こちらの会議体において協議を進めてまいります。加えて、この担い手が今後一層必要になるということを広く市民の間に周知をし、お知らせをし、ボランティアそのものの裾野を全体的に広げていくことが必要であると考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。この担い手の裾野を広げて、ボランティアの裾野を広げてまいるといってございまして、本市には市民カレッジがございまして、多くの人材の方を育成している現状がございまして、そこでも、このボランティアの育成についてどんどんPRしていく必要があるのかなと思っておりますので、その点も提案させていただきたいと思っております。

それで、さまざまな角度から、住みなれた地域で安心して暮らすことのできる仕組みについて伺ってまいりました。特に認知症高齢者支援について伺ってまいりました。そして、先ほど来、困難を抱える子どもの支援についても質問をしてきたところでございます。国は、昨年、誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンを策定しております。これは全世代型の福祉提供でございます。その概要についてお伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。国は、昨年9月になりますが、誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現に向け、御紹介いただきました、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンを策定したところでございます。

このビジョンの概要でございますが、大きく3つの方向性が示されております。1つ目は、さまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築、2つ目は、サービスを効果的・効率的に提供するための生産性の向上、3つ目は、新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保でございます。

総合的な福祉拠点の取り組みにつきましては、先ほど申し上げました方向性の1つ目、地域包括支援体制の構築の中で、包括的な相談支援システムの構築として示されているところでございます。具体的に、これは育児、介護、障がい、貧困などの別なく、また複合的、複雑化した課題を持った方、こういった方々の相談窓口を包括化し、ワンストップ化し、あわせて地域のネットワークを構築しようとするものでございます。

今後、国では、地域の実情に合わせた適切な手法、ノウハウ等を整理・分析し、モデルとなる事例を全国の自治体に提示することとしております。将来的には法的な位置づけも検討しているということでございますので、今後も引き続き国の動向を注視し、本市の実態に見合った整備手法を検討してまいりたいと考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

実は、私、新聞の記事で、江戸川区におかれましては、全世代を対象にしております地域包括ケアの福祉拠点の記事を目にいたしました。ああ、もうここまで来ているんだというような思いの中から、今回の福祉提供ビジョンというところに来させていただきました。習志野市におかれましては、秋津総合福祉センター、ここに今、再整備を進めているところでございます。できましたら、ここに、福祉文化発信拠点でありますセンター内に、今後、全世代型の総合的な福祉拠点を開設することを提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。お答えいたします。現在の総合福祉センターの中には、あじさい療育支援センター、さくらの家、いずみの家、花の実園がございます。日々、障がいのある方、高齢者が通われているエリアでございます。また、高齢者相談センターやヘルスステーションも配置され、高齢者の総合的な相談支援、市民の健康相談にも当たっております。御紹介いただきました福祉センターの再整備基本構想におきましては、これらに加えて、障がい者向けのグループホーム、ショートステイ施設、さらには介護予防拠点を設けることとしており、本市の福祉拠点として、さらに発展をしてまいる意向でございます。

このように、総合福祉センターは、これまでも、そして今後においても、本市の福祉文化を発信する拠点として大きな役割を担っていると考えております。総合福祉センターの再整備事業を進めていく中で、今後、国から示されます地域包括支援体制の構築の事例、あるいはさまざまな制度、こういったものをよく精査いたしまして、本市の福祉施策に合った手法を研究してまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。福祉の提供ビジョン、新たな福祉の提供ビジョンを構築するために今後取り組んでいただけるものと確信をいたしますが、新たに、やはり福祉という部分を総合的に考える中での、新しい課を設置し、人材育成に取り組む必要もあるかと思っておりますので、十分研究していただきますことを要望させていただきます。

また、西部地域だけではなく、東部地域にも、このような拠点が設けていただけることを要望させていただきます。

地域包括ケアシステム構築につきましては、再質問を終わらせていただきます。

次に、高齢者外出支援事業についてでございます。この件につきましては、要望にとどめさせていただきます。

先ほど、市長からの御答弁にございましたように、利用者の方が増加してきているということに関しましては、広く周知されてきているものと、私は事業を評価したい、そのように思っております。

市長は先ほど、福祉行政の中で、今後は本事業も含めたさまざまな施策の見直しということをおっしゃっていましたが、ここはちょっと一言お伝えしておかなくてはと思いました。

昨日の読売新聞の報道によりますと、来年の3月施行の改正道路交通法によりまして、認知症の診断が義務づけられます75歳以上のドライバーが年間、国では6万5,000人と推計されましたということでございます。この制度によって影響を受ける人が今後出てくるのではないかと。今まで車を運転していましたけれども、この制度によって、免許証を返却しなければいけない、こういう方々がこれからふえてくるのではないかなど。そこで、国も言われております、こういう方々に対しても、交通手段を現場において確保する必要があるということでございます。この外出支援事業は、ますます、こういうことも考えていきますと、高齢化社会におかれましてはニーズが高くなっていると思っております。

そしてまた、地域包括ケアシステム構築におかれましての生活支援、ここでは、買い物支援、そしてタクシーによる移動支援など多面的な内容が盛り込まれております。こういうことも広く研究をしていただき、この高齢者外出支援事業では、非課税の方に限らず、より多くの高齢者の方々の移動手段、外出の機会を与えられることの拡充を要望とさせていただきます。

最後になります再質問でございますが、先ほど皆様の机の上にムラサキツバメの写真を置かせていただいたところでございますけれども、本市におきまして、このムラサキツバメが多く生息しているということは承知をしていらっしゃるのかどうか、確認をさせていただきます。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。お答えをいたします。ムラサキツバメというチョウですが、これは温暖な地域に広く分布をするチョウだということでございます。その幼虫は、本市の公園等に多く植栽をしておりますマテバシイを食べて育ちますので、このマテバシイが多い本市にも多く生息をしているというふうに承知をしているところでございます。

成虫につきましては、香澄近隣公園に特に個体数が多いというふうなお話も聞いておまして、成虫は冬場、越冬するわけですがけれども、寒さから逃れるために固まって、団子状に固まって越冬するというので、その姿が香澄近隣公園では見られるというふうなことで、愛好家の皆さんの間では、その姿が有名というふうなことも聞いてございます。それから、旧市役所の脇の菊田遊歩道、こちらでもムラサキツバメが多く確認されているというふうに聞いています。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。実は、このチョウに関しまして、このチョウだけではないんですが、習志野市には44種類のチョウが生息しているということもありまして、本当に私たち人間が住む、とてもいい環境の中に、この習志野市はいるんだなということを私も改めて思いました。

夏休みに、地域のユトリシアマンションのホールをお借りしまして、実は、愛好家の方々とチョウの展示会等をさせていただきながら、子どもたちにも親しんでいただけたらという活動も進めてまいりました。とても好評でございました。また、市民プラザ大久保においても、環境展について活動

しているということも伺っております。

今後、先ほど、まだまだ研究が必要だよという市長の御答弁でございましたけれども、ムラサキツバメが市民に親しまれるようにするには、市として、どのような方策があるのかなと考えていらっしゃるのかなという点についてお伺いしたいと思います。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。今、議員のほうから御案内ありましたように、市内各地で、愛好家の皆さんあるいは環境団体の皆さんがチョウの観察会ですとか、あるいは標本の展示会ですとか、こういったことを実施されているというふうにも聞いております。このようなことを市として後援をしていくと、こういったことが考えられるのかなというふうに思いますけれども、きょう、議員のほうから、こういう形で机の上にも配っていただいたところですが、まだ申しわけありませんが、庁内において、なかなか職員のほうも周知をしているところではございません。まずは、市民の皆様の間でのそういった周知活動ですとか、あるいは保護活動、こういったことが多く展開をされていくということが肝要かなというように考えております。

◆15番(真船和子君) はい。大変にありがとうございました。今後も、自分自身も環境について、ともに共生できる、このすばらしい習志野市の環境に協力をしていきたい、そのように考えておりました、きょうの質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。